

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23052

研究課題名（和文）「法と文学」の基礎的研究：日本近現代文学のなかの戦争裁判

研究課題名（英文）Law and Literature: War Crimes Trials in Modern and Contemporary Japanese Literature

研究代表者

金 ヨンロン（Kim, Younglong）

早稲田大学・高等研究所・講師（任期付）

研究者番号：60806595

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本の近現代における法と文学の関係を明らかにするための基礎的作業を行った。まず、1970年代のアメリカ法学研究から開始された「法と文学」議論の流れを捉え、日本文学研究へ応用する方法を模索した。また、日本文学の研究史から法制度にかかわるものを整理した。そのうえ、研究対象を、東京裁判をはじめとした戦争裁判と戦争裁判を描いた文学に設定した。具体的には、戦争裁判にかかわる文学作品を時期別・ジャンル別に目録化し、リストの中で特に重要なテキストを詳しく検討し、日本における「法と文学」議論の可能性を検討し、戦後日本の具体的かつ歴史的な文脈の中で法（国際法、日本国憲法など）と文学の問題を考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦争裁判の表象を媒介にそれぞれの時代において法と文学の関係を見つめることは、戦後日本という時代を考えるうえで欠かせない作業であるにもかかわらず、これまで体系的に議論されてこなかった領域である。したがって、戦争裁判の進行中にGHQ/SCAPの検閲という制約のもとで書かれた作品から戦後70年以上が経った現在に到るまで、戦後日本における戦争裁判の表象史全体を対象にした本研究は、新しい試みといえる。「法と文学」の議論を踏まえながら、戯曲、詩、小説、文学者によるエッセイなど様々なジャンルから戦争裁判表象を議論したことで、新たな文学史の視座も提示できたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research aimed to examine the relationship between law and literature in modern and contemporary Japanese literature that addresses war crimes trials. The first task of this research was to compile a list of literary works on war crimes trials. In the context of this study, war crimes trials refer to trials that pursued Japan's war crimes after World War II. This includes not only the Tokyo War Crimes Tribunal, but also trials of war criminals held in various parts of Asia. Although literary works have described war trials from various angles since the end of World War II to the present day, there has not yet been a systematic study of these works. Therefore, this research could be the first attempt to compile literary works describing war trials. The second task of this study was to discover how war trials are portrayed in literature by focusing on the most relevant works, especially from the perspective of law.

研究分野：日本近現代文学

キーワード：戦争裁判 日本文学 法と文学 戦争犯罪 東京裁判 BC級裁判

1. 研究開始当初の背景

当初、本研究は、「法と文学 Law and Literature」という議論を踏まえて、戦争裁判を描いた日本近現代文学を読み返すことを目指していた。

「法と文学」とは、法学と文学がともに言語活動であるという観点から開始された学際的研究である。その目的は、それぞれの学問の可能性と関連性を明らかにし、最終的に文学が如何に法に寄与するか、またその逆は可能かを問うところにあるといえる。例えば、“文学に描かれている法を通して法をめぐる理解を深めることができるか(法思想や法哲学)”、“文学の批評理論を応用して法を解釈し、法廷での複数の物語(他者の言葉)を聞き取ることは可能か”といったことが「法と文学」の可能性として検討されてきた(White, James Boyd. *The Legal Imagination*, Little Brown and Company, 1973 など)。しかし、可能性だけが議論されたわけではなく、一方では、法学が文学と異なって実際の効力、強制力をともなうものである限り、文学が法に影響を及ぼし、その変革をもたらすことはあり得ないという反論が繰り返し展開された(代表的には、R.A. ポズナー著、平野晋監訳、坂本真樹・神馬幸一訳『法と文学(上)』、木鐸社、2011年)。本研究では、「法と文学」という議論を単に日本文学に導入するのではなく、むしろ日本文学を通して議論のさらなる展開を目指していた。具体的に研究を遂行するうえでは、戦後日本を通して繰り返し戦争裁判を描いた文学が、法の問題をどこまで意識し、法とかわる方法を模索したのか、という問いを中心に据えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、三つに分けられる。第一に、文学を法制度とのかかわりの中で読むことによって、文学を自閉的空間に閉じ込めず、外部領域との関係において記述しようとする近年の学際的研究に応答することである。第二に、東京裁判をはじめとした戦争裁判と文学との関係を明らかにすることである。第三に、日本文学を經由して「法と文学」という国際的議論に参加することである。

(1)文学における法 Law in Literature
(2)文学としての法 Law as Literature
(3)文学的解釈と法学的解釈 Literary and Legal Interpretation
(4)法における文学(文芸) Literature in Law

《表1》「法と文学」のカテゴリー

本研究の独自性は、第一に、「法と文学」の枠組みを応用することで日本近現代文学研究に新たな光を当てることである。「法と文学」のカテゴリーは大きく四つに分けられるが《表

1》、文学作品に現れた法を扱う(1)と検閲制度など文学を規制する法の問題を扱う(4)に関する研究は、ポストコロニアル理論やカルチュラルスタディーズの導入によって蓄積がある。だが、(2)と(3)の法と文学が同じく言語にもとづいている観点から、解釈的類似性を理論的に考察する文学研究はほとんど行われていない。ここに注目することで日本文学の新たな読みが提示できると考える。第二に、戦後の法体制を形作る上で極めて重要な役割を果たした戦争裁判をテーマにした文学作品を体系的に整理することは本研究の独自性を端的に示す。これまで戦争裁判を描いた個別作品の議論はあるが、全体を網羅し、総合的に考察したものはなく、その点で本研究の成果の発表は関連する多くの研究にとって意義がある。

3. 研究の方法

本研究で最初に取り組んだのは、戦争裁判を扱った日本近現代文学をリスト化する作業であった。ここでいう戦争裁判とは、第二次世界大戦後に日本の戦争犯罪を追及した裁判を指す。また、帝国日本の指導者たち、いわゆる A 級戦犯の責任を問うて市ヶ谷で開かれた極東国際軍事裁判（The International Military Tribunal for the Far East、以下、東京裁判）のみならず、世界各地で行われた BC 級戦犯裁判の両方を含む。東京裁判は、1946 年 5 月 3 日～1948 年 11 月 12 日の間に行われたが、本研究では、戦争裁判の進行中に GHQ/SCAP の検閲という制約のもとで書かれた作品から戦後 70 年以上が経った現在に到るまで、戦後日本における戦争裁判の表象史全体を対象にした。ただし、その範囲は、テレビドラマや映画など映像作品を除き、戯曲、詩、小説、文学者によるエッセイなど書かれたものに限定した。

リスト化の一方で、「法と文学」議論の導入を試みながら具体的な個別作品論も書いてきた。周知のように国際法にもとづいた戦争裁判が行われる最中に日本国憲法が施行され、占領下日本において戦後の法体制が成立していった。したがって、戦争裁判の表象を媒介にそれぞれの時代において法と文学の関係を見つめることは、戦後日本という時代を考えるうえでも欠かせない作業である。

4. 研究成果

研究初年度である 2019 年度には、「法と文学」理論の基礎的文献を調査する一方で、戦争裁判を描いた文学作品をリスト化することに専念した。なかでも重要な作品を選び、個別作品の分析を行った。その成果としては、まず、上半期に共編者および分担執筆（東京裁判を描いた文学と検閲に関する議論）としてかかわった著作の刊行が挙げられる（金ヨンロン、尾崎名津子、十重田 裕一編『「言論統制」の近代を問いなおす：検閲が文学と出版にもたらしたもの』花鳥社、2019 年）。他にも、国際学会で研究成果の発表を積極的に発信した（計 4 回）。2020 年 1 月から 3 月までは、客員研究員としてハワイ大学マノア校に滞在し、東京裁判研究で著名な研究者である Yuma Totani 教授からコメントをもらいながら議論を進めることができた。その成果を、同大学の日本センターの公開セミナーで発表することができ、聴衆から有意義なコメントをもらうことができた。2020 年 2 月には、早稲田大学 SGU 国際日本学拠点で企画した松本清張国際シンポジウム（米国・UCLA にて開催）に参加し、東京裁判を描いた松本清張の作品『砂の審廷』について研究発表を行った。以上のような研究成果の発信を通して、世界中の同分野の研究者と活発な議論を重ねることができた。

2020 年度には、コロナ禍で予定していた国際学会が中止・延長され、また計画していた研究調査（米国のプランゲ文庫）が余儀なく中断された。だが、オンラインの学会発表などで積極的に国際的交流を行うことで、今後の研究を遂行するにあたって大きな示唆を得ることができた。具体的には、在日朝鮮人作家・李恢成の書評をはじめ、計 4 本の書評を書き、zoom を通じて開かれた国際学会にて 2 回の発表（「フェミニズム運動としての、翻訳文学の可能性：日本における『82 年生まれ、キム・ジヨン』の受容をめぐる」『日韓フェミニズム文学シンポジウム』トランス、フェミニズム キム・ジヨンとともに読む』2020 年 8 月 8 日、「植民地支配の責任を再審する文学：現代日本の戦争裁判表象を中心に」『第 1 回成均館大学国際文化研究フォーラム：ポスト・コロナ（時代）ポスト・文化研究』2021 年 1 月 29 日）を行なった。特に後者の研究発表を行うことで、研究課題の大きな枠組みを、ポスト・コロナという現状において位置付け、再検討する貴重な機会を得ることができた。

他にも、2019年にパリ INALCO で行なった研究発表での議論を踏まえたうえで、震災から10年を迎えて刊行された共著・木村朗子、アンヌ・バヤール＝坂井編『世界文学としての 震災後文学』(明石書店、2021年3月)の「第9章 水と3・11—連鎖する読み、その接続可能性をめぐって」(pp.249-270)を分担執筆した。現代文学における戦争裁判の表象を考えるうえで、震災後の歴史認識が深く関わっていることをあらかじめ確認することができた。

2021年度には、とりわけBC級戦争裁判を描いた文学に重点を置いて研究を進めた。BC級裁判で取り上げられた戦争犯罪の中で、最も注目されていたのは、捕虜に対する残虐行為であった。捕虜への待遇や国際法の理解を、文学作品がどう描いたのかを考察する第一歩として、2021年12月19日にシンポジウム『日本文学から考える POW・国際法・レイシズム』を開催することができた。この研究は、新たな研究課題(課題番号 21K12929)として、今後さらに深める予定である。

一方で、継続する課題として、戦争責任や戦時性暴力といった問題を女性文学の観点から考える研究発表を二回行った(「現代韓国の女性文学における歴史/法の担い手たち - 李琴峰『彼岸花が咲く島』に触発されて - 」(『研究会:現代女性文学における法・制度への眼差し』)同志社大学烏丸キャンパス、2021年9月6日 「沈黙を記載した現代史 キム・スム『聞き取りの時間』(2021)を中心に 【パネル名:東アジアのグローバル文化とフェミニズム ゼロ年代からイチゼロ年代の日本語文学・東アジア文学を再読する】」(『第9回 東アジアと同時代日本語文学フォーラム』)2021年10月16日)。新型コロナウイルスの感染状況によって当初予定していた海外での調査はできなかったものの、国内での資料調査を通して、戦争裁判を描いた文学作品のリストを充実化することもできた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金ヨシロン	4. 巻 図書
2. 論文標題 分担執筆「第9章 水と3・11ー連鎖する読み、その接続可能性をめぐって」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 木村朗子、アンヌ・バヤール=坂井編『世界文学としての 震災後文学』（明石書店）	6. 最初と最後の頁 249-270
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 金ヨシロン
2. 発表標題 現代韓国の女性文学における歴史 / 法の担い手たち - 李琴峰『彼岸花が咲く島』に触発されて -
3. 学会等名 研究会：現代女性文学における法・制度への眼差し（同志社大学烏丸キャンパス）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金ヨシロン
2. 発表標題 沈黙を記載した現代史ーキム・スム『聞き取りの時間』（2021）を中心にー
3. 学会等名 第9回 東アジアと同時代日本語文学フォーラム（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金ヨシロン
2. 発表標題 日本文学のなかの戦争捕虜
3. 学会等名 シンポジウム 日本文学から考えるPOW・国際法・レイシズム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金ヨンロン
2. 発表標題 「フェミニズム運動としての、翻訳文学の可能性 : 日本における『82年生まれ、キム・ジヨン』の受容をめぐって」
3. 学会等名 〔日韓フェミニズム文学シンポジウム〕トランス、フェミニズム キム・ジヨンをともに読む (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kim Younglong
2. 発表標題 「植民地支配の責任を再審する文学：現代日本の戦争裁判表象を中心に」
3. 学会等名 『第1回成均館大学国際文化研究フォーラム：ポスト・コロナ（時代）、ポスト・文化研究』（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Younglong Kim
2. 発表標題 War Crimes Trials in Japanese Literature: The Question of Korean Representation on the War Criminal Docket
3. 学会等名 Center for Japanese Studies Seminar (University of Hawaii at Manoa) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Younglong Kim
2. 発表標題 Who is the True War Criminal?: Reading Matsumoto Seicho's The Court Built on Sand: A Novel of the Tokyo Trial
3. 学会等名 MATSUMOTO SEICHO MEDIA, ADAPTATION, AND MIDDLEBROW LITERATURE (UCLA) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Younglong Kim
2. 発表標題 Post 3.11 and the Logic and Ethics of Recalling the Aftermath of Japan's Defeat in World War II: Focusing on Akasaka Mari's "Tokyo Prison"
3. 学会等名 Post 3.11 Perspectives on Japanese Literature in Paris INALCO (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Younglong Kim
2. 発表標題 The regulation of Literature: comparing Modern Japanese Literature with Korean Literature in the colonial period
3. 学会等名 The XXII Congress of the International Comparative Literature Association (The University of Macau) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 金 ヨンロン, 尾崎 名津子, 十重田 裕一編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 花鳥社	5. 総ページ数 221
3. 書名 「言論統制」の近代を問いなおす : 検閲が文学と出版にもたらしたもの	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関